

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

本案は、「児童福祉法」の一部改正を踏まえ、母子生活支援施設が行う事業に妊産婦等生活援助事業を追加するものです。

【条例改正の背景】

孤立や貧困、DVや若年妊娠などの複合的な問題を抱え、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦（以下「特定妊婦」といいます。）に対する支援の強化として妊産婦等生活援助事業*を新たに創設する児童福祉法の改正が行われました。

区においても、子ども家庭支援センターが受理した特定妊婦の相談件数は、増加しており、安心して子どもを産み育てることができる支援体制を構築するため、母子生活支援施設を活用し、妊産婦等生活援助事業を実施します。

※妊産婦等生活援助事業では、特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携などを行います。

【条例改正の内容】

- ①母子生活支援施設で実施する事業に妊産婦等生活援助事業を加えます。
- ②妊産婦等生活援助事業の実施に必要な規定を整備します。

【施行期日】

令和7年4月1日